

平成30年度日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」日本遺産映像コンテンツ制作等業務及び日本遺産ストーリーブック制作等業務プロポーザル 質問に対する回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	日本遺産映像コンテンツ制作等業務 仕様書「4 業務内容 (2)映像コンテンツ の制作」	地域版とは山梨市、笛吹市、甲州市の構成文化財等を個別に紹介した3本×2タイプ(ロングバージョンとショートバージョン)を制作するということか。	お見込みのとおりです。
2	日本遺産映像コンテンツ制作等業務 仕様書「4 業務内容 (2)映像コンテンツ の制作」	各広報活動とは具体的にどのような場での使用を想定しているのか。	各広報活動とは、峡東地域ワインリゾート推進協議会(以下「甲」という。)及び甲の構成員(県、市、民間事業者等)が、県内外を問わず、地域や観光に関するPRイベントを主催し、または参加する場合など、日本遺産の周知が図られる場において放映すること等を想定しております。
3	日本遺産映像コンテンツ制作等業務 仕様書「5 成果品 (2)納品期限」	甲が必要とする時期とは受注期間中、成果品制作途中でデータを提出しなければならない業務が発生することか？また、契約終了後も同様の業務があるのか。	お見込みのとおりです。ただし、過大な業務とならないよう、受託者と協議しながら進めてまいります。また、契約が終了した時点では、マスターデータは既に納品が完了しておりますので、契約終了後に甲から受託者へマスターデータの提供要請を行うことはありません。
4	日本遺産映像コンテンツ制作等業務 仕様書「6 著作権等」	権利の移行とあるが、弊社及び関連会社で保持しているライブラリーに関しては本事業の目的に対してのみ映像を提供できるものであり、他の二次目的(転売や別目的での改ざんや使用)に関しては提供が不可能である。権利関係の整理においても同様の手配は可能だが、著作権の譲渡は出来ない。以上を踏まえた提案で良いか。	映像コンテンツの制作においては、権利関係を整理したうえで、著作権を甲に移転することを基本としております。したがって、権利関係が整理できない映像等は使用しない、肖像権を含む映像等は出演者の了解(甲へ著作権が移転することを含む)を得るといった対応をお願いします。
5	日本遺産映像コンテンツ制作等業務	県、3市及び関連する施設等からの画像・映像コンテンツの提供は可能か。	県、3市、及び関連する施設等からの画像、映像コンテンツの提供の可否につきましては、それぞれ個別に協議していただきます。
6	日本遺産ストーリーブック制作等業務 仕様書「4 業務内容 (1)ストーリーブック の制作、(2)ストーリーブック要約版(日 本語版及び外国語版)の制作」	ストーリーブック、及びストーリーブック要約版の制作について、ページ数は構成により調整とあるが、最低ページ数に決まりがあるか。または何ページ程度を想定しているのか。	最低ページ数及び想定ページ数の設定はありません。本件の内容を適確、効果的、効率的に構成できるページ数でのご提案をお願いします。
7	日本遺産ストーリーブック制作等業務 仕様書「7 著作権等」	制作過程において第三者から写真等の著作物を借用する場合、著作権は譲渡できないがよろしいか。	第三者からの写真等を使用する場合、権利関係を整理した上で使用して頂くこととなります。その際、ストーリーブック及び要約版の配付、また、要約版のネット上等への公開を前提として頂くこととなります。このため、第三者からの写真等の著作権を甲に譲渡することは求めません。
8	日本遺産ストーリーブック制作等業務	ストーリーブックは市民に対する日本遺産の周知、要約版は観光誘客を目的とした媒体という認識でよろしいか。	ストーリーブックは市民への周知とともに、観光客等にストーリーを伝えるための市民向けの指南書的な位置づけとなります。要約版は、ストーリーブックの内容を完結にまとめたもので、市民や観光客などに、おおまかにストーリーブックの内容を理解するために用いるものであると同時に、ネット等上に公開し、ストーリーブックの概要を広く一般の方に紹介することにより、誘客につなげるためのものとなります。
9	日本遺産ストーリーブック制作等業務	ストーリーブック要約版の電子版配信については、最適化したPDFデータを作成するという認識でよろしいか。また、具体的な配信先、放映用途があれば知りたい。	電子版については、ホームページ等での公開を想定しており、パソコンやスマートフォンで閲覧ができる最適と考えられる形式でのご提案をお願いします。